

◇ 所得税の納税地

Q : 私は、大阪市に住んでいます。このたび、神戸市にアパートを建築し、家賃収入が入ることになりました。私の場合、納税地はどこになるのでしょうか。

A : 住所地である大阪市になります。

【解説】

納税地とは、納税義務者の申告、申請等の諸手続及び税務署長の更正、決定等の処分に関する所轄官庁を定める基準となる場所をいいます。所得税の納税地は、次のように定められています。

- (1) 国内に住所を有する場合・・・その住所地、ただし、国内に住所のほか居所も有する場合には、住所地に代えてその居所地を納税地とすることができます。
- (2) 国内に住所を有せず、居所を有している場合・・・その居所地
- (3) 国内に住所又は居所を有し、かつ、それ以外の場所に事業場等を有する場合・・・住所地、居所地、事業場等の所在地のうちいずれか一つを納税地とすることができます。

ご質問の場合には、住所地である大阪市が納税地となります。

ちなみに、上記(3)については、貸事務所、アパート等単に不動産所得の基因となる資産があるというだけでは、この「事業場等」には該当しません。その人にとって、その不動産の貸付けが事業と称するに足るものであり、かつ、管理事務所等を有するような場合に限って、その資産の所在地を「事業場等」として納税地とすることができます。

